

# 国民健康保険の保険料率が決定しました

問い合わせ 市民税務課 ☎21268

平成25年度の国民健康保険の保険料率が表のとおり決まりました。

納付通知書は7月中旬ごろ世帯主に送付します。世帯主が国民健康保険(国保)の加入者でない場合でも、世帯に国保の加入者がいれば、納付義務者は世帯主となります。

## 保険料の納付方法(年金天引き)

世帯内の国保加入者全員が65歳から74歳の場合、保険料の納付が世帯主の年金から天引きになります。ただし、次の場合は保険料の天引きは行われません。

- 世帯主が国保加入者ではない場合
  - 国保加入者の中に今年度中に75歳に到達する人がいる場合
  - 対象となる年金が年額18万円未満の場合
  - 介護保険料との天引き額の合計が、対象となる年金額の2分の1を超える場合
- このような場合、保険料は納付書または口座振替で納付してください。また、年金天引きの対象となる方でも、希望する方は別途手続きを行うことにより、口座振替で納付することもできます。

## 国民健康保険の保険料率

区分	医療分 (加入者全員)	後期高齢者支援金分 (加入者全員)	介護分 (40歳から64歳の方)
所得割 (平成24年中の所得額-33万円)×所得割率	5.37%	2.08%	2.60%
資産割 平成25年度固定資産税額(土地・家屋)×資産割率	12.99%	5.03%	7.16%
均等割 加入者1人あたり	19,560円	7,300円	9,300円
平等割 1世帯あたり	22,530円	8,400円	7,700円
賦課限度額	510,000円	140,000円	120,000円

※65歳以上の加入者は別に介護保険料を納付していただくため、介護分の負担はありません。

医療費の自己負担分の一部を  
助成しています。



# 福祉医療制度

問い合わせ 保険介護課 ☎2141

市の福祉医療には、重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療、乳幼児等医療の制度があり、医療費の自己負担分の一部を助成しています。(ただし、入院時の食事は除きます。)

現在受給者証をお持ちの方で、引き続き該当する場合は、新しい受給者証を送付します。古い受給者証は必ず返却してください。また、転出や所得制限などで受給資格がなくなった時も必ず返却してください。

なお、所得要件を超えたため現在受給者証をお持ちでない方で、新たに認定を希望する場合は、所定の申請をしてください。資格審査の結果、認定を受けなければ、受給者証は送付されません。

**申請・返却**  
受給者証の返却や認定申請をされる方は、保険介護課または各支所へ。

## 福祉医療制度

区分	助成の対象となる方	所得制限	受診時一部負担
重度心身障害者医療	身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A、A、B)をお持ちの方。ただし65歳以上の方で、後期高齢者医療制度の障害認定要件に該当する方は後期高齢者医療に加入した場合のみ助成されます。	本人所得で159万5千円、扶養義務者所得で628万7千円が基本となりますが、扶養人数などにより制限額は変わります。(限度額は年によって変更する場合があります。)	医療機関の窓口では、一部負担金が必要ですが、薬局では必要ありません。医療機関ごとに1日200円。ただし、1医療機関につき、通院は月4日まで、入院は月14日までです。
ひとり親家庭等医療	ひとり親の家庭などで、平成26年3月末で18歳までの児童と、その児童を養育している父親または母親等。もしくは父母のいない児童。	所得額を扶養控除を含めて再計算した「年少扶養控除等調整後の所得税」が非課税の世帯の方。住民票が別でも生計が同一である扶養義務者は所得制限の審査対象になります。	医療機関の窓口では、一部負担金が必要ですが、薬局では必要ありません。医療機関ごとに1日500円。ただし、1医療機関につき、通院は月4日まで、入院は月14日までです。
乳幼児等医療	0歳児～12歳児(小学校卒業まで)	下表のとおりです。扶養義務者が加入している年金制度によって異なります。	

## 乳幼児等医療扶養義務者所得制限限度額

扶養親族などの人数	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金など加入者)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

※ 所得制限限度額は、前年(1～5月までの月分は前々年)の所得額で判定します。(限度額は年によって変更する場合があります。)

①所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は、限度額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額とします。

②扶養親族などの人数が6人以上の場合は、1人につき38万円(扶養親族などが老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を扶養親族などが5人の場合の限度額に加算した額とします。

# 大竹市式フェイスブックページを開設

問い合わせ 企画財政課 ☎2124

大竹市の公式フェイスブックページを開設しました。SNS(※)の1つであるフェイスブックは、ページ閲覧者の閲覧や書き込みなどの行動がその友人に迅速に伝わり、友人同士で情報が共有されるという特徴を持ちます。このことにより、さまざまな情報を効果的に発信できるツールとして注目されています。

(※) SNS

人と人との繋がりなど、社会的なネットワークを構築・促進・サポートするようなサービス



大竹市公式フェイスブックページ



多くの職員が参加したフェイスブック研修。基礎から応用まで、多くのことを学びました。

また、市ではフェイスブックページの開設を前に、職員研修を行いました。市内在住の映像クリエイターである篠原良一(よし)さんを講師に招き、フェイスブックの基本的な仕組みや効果的な掲載方法などを学びました。市では今後、フェイスブックを活用して、市政や観光などのさまざまな情報を発信していく予定です。

大竹市公式フェイスブックページ  
<https://www.facebook.com/otakecity>